

議案第40号

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正について

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、健康保険証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（
案）

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例（平成5年京田辺市条例第2
0号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（4） 医療保険各法 規則で定める医療保険各法をいう。

第3条第1項中「規則で定める」及び「（以下「医療保険各法」という。）」を削り、「又は」を「若しくは」に、「保護者」を「子ども又は医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者である子どもであった者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「子どもが」を「医療保険各法の規定により医療を受けた日において、」に、「場合」を「子ども」に改め、同項第1号中「属する場合」を「属している子ども」に改め、同項第2号中「第26号）」の次に「の規定」を加え、「福祉医療費受給者証を交付されている場合」を「福祉医療費の支給を受けている子ども」に改める。

第4条第1項中「子ども」を「対象者」に改め、「場合に」の次に「おいて」を加え、「が当該医療に関し、」を「又は対象者の保護者若しくは保護者であったもの（以下これらを「保護者等」という。）が」に、「支払うべき」を「支払う」に、「規則に」を「規則で」に、「一部負担金」を「一部負担額」に改め、同条第2項中「当該対象者」を「保護者等」に改め、「控除する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項中「子ども」を「対象者」に、「保険医療機関等で」を「医療保険各法の規定により」に、「場合には」を「ときは」に、「対象者に助成すべき」を「保護者等に助成する」に、「対象者が当該医療に関し」を「当該保護者等に代わり、当該保護者等が」に、「支払うべき費用を、その者に代わり、」を「支払う額を当該」に改め、同条第4項中「当該対象者」を「保護者等」に改める。

第5条を削る。

第6条中「保険医療機関等において医療を受けた者」を「対象者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第7条の規定により医療費を助成するときは、この限りでない。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(助成の申請)

第6条 この条例の規定による医療費の助成を受けようとする保護者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第7条を次のように改める。

(償還払)

第7条 市長は、対象者が規則で定める事由に該当するときは、保護者等に対し、償還払の方法により医療費を助成することができる。

2 前項の規定により助成することができる医療費の額は、健康保険法に規定する療養の給付に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。

ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 前項の規定による医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、規則で定めるところにより、第1項の規定による医療費の助成を行うものとする。

第8条及び第9条を削る。

第10条中「対象者」を「保護者等」に、「子ども」を「対象者」に改め、「損害賠償を」の次に「受けることができるとき、又は」を加え、「その価額の限度」を「当該損害賠償の額の範囲内」に、「一部を返還」を「一部を当該保護者等に返還」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保護者等は、前項の規定による損害賠償を受けることができるとき、又は受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(医療費の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者等に対し、この条例による助成を受けた医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 保護者等が偽りその他不正な手段によって、この条例による医療費の助成を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

第12条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「に定めるもののほか、」を「の施行に関し」に、「市長が」を「、規則で」に改め、同条を第11条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>医療保険各法 規則で定める医療保険各法をいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者である子ども又は医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者である子どもであった者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>医療保険各法の規定により医療を受けた日において、次の各号のいずれかに該当する子どもは、対象者としない。</u></p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、保護を受けている世帯に属している子ども</p> <p>(2) 京田辺市福祉医療費の支給に関する条例（平成8年京田辺市条例第26号）の規定により、<u>福祉医療費の支給を受けている子ども</u></p> <p>(医療費の助成の範囲及び方法)</p> <p>第4条 助成する医療費の額は、<u>対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療を受けた場合において、対象者又は対象者の保護者若しくは保護者であったもの</u>（以下これらを「保護者等」という。）が保険医療機関等に支払う額から規則で定める一部負担額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の場合において、付加給付その他医療に関する法令等の規定による給付により<u>保護者等の医療費の負担が軽減されるときは、同項に規定する額から当該軽減される額を控除するものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>対象者が医療保険各法の規定により医療を受けたときは、前2項の規定により保護者等に助成する医療費の限度において、当該保護者等に代わり、当該保護者等が保険医療機関等に支払う額を当該保険医療機関等に支払うものとする。</u></p> <p>4 前項の規定による支払があったときは、<u>保護者等</u>に対し、医療費の助成があつたものとみなす。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、<u>規則で定める医療保険各法</u>（以下「医療保険各法」という。）による被保険者又は被扶養者である<u>保護者</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としない。</u></p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、保護を受けている世帯に属する場合</p> <p>(2) 京田辺市福祉医療費の支給に関する条例（平成8年京田辺市条例第26号）により、<u>福祉医療費受給者証を交付されている場合</u></p> <p>(医療費の助成の範囲及び方法)</p> <p>第4条 助成する医療費の額は、<u>子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療を受けた場合に、対象者が当該医療に関し、保険医療機関等に支払うべき額から規則に定める一部負担金を控除した額とする。</u></p> <p>2 前項の場合において、付加給付その他医療に関する法令等の規定による給付により<u>当該対象者の医療費の負担が軽減されるときは、同項に規定する額から当該軽減される額を控除する。</u></p> <p>3 市長は、<u>子どもが保険医療機関等で医療を受けた場合には、前2項の規定により対象者に助成すべき医療費の限度において、対象者が当該医療に関し保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、保険医療機関等に支払うものとする。</u></p> <p>4 前項の規定による支払があったときは、<u>当該対象者</u>に対し、医療費の助成があつたものとみなす。</p> <p><u>(償還払)</u></p> <p>第5条 <u>子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、償還払の方法により医療費を支払うことができる。</u></p> <p>(1) 京都府の区域外の保険医療機関等で医療を受けた場合</p> <p>(2) 本市に住所を有した日又は出生の日から第7条第1項に規定する受給者証</p>	<p>定義規定の追加</p> <p>字句及び対象者の規定の整理</p> <p>対象者の除外規定の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>第5条の規定を整理し、第7条とするため、条を削除</p>

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(助成の期間) <u>第5条 医療費の助成期間は、対象者が第2条第1号に該当する間とする。ただし、第7条の規定により医療費を助成するときは、この限りでない。</u> (助成の申請) <u>第6条 この条例の規定による医療費の助成を受けようとする保護者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u> (償還払) <u>第7条 市長は、対象者が規則で定める事由に該当するときは、保護者等に対し、償還払の方法により医療費を助成することができる。</u> 2 前項の規定により助成することができる医療費の額は、健康保険法に規定する療養の給付に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。 3 前項の規定による医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則で定めるところにより、第1項の規定による医療費の助成を行うものとする。	<p>の申請の日までの間に保険医療機関等で医療を受けた場合</p> <p>2 前項の医療費の額は、健康保険法に規定する療養の給付に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>(助成の期間)</p> <p>第6条 医療費の助成期間は、保険医療機関等において医療を受けた者が第2条第1号に該当する間とする。</p> <p>(受給者証)</p> <p>第7条 市長は、規則の定めるところにより、対象者からの申請により、子育て支援医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 対象者は、保険医療機関等において医療を受ける際に、医療保険各法に定める保険証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第8条 対象者は、住所、氏名の変更その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに届け出なければならない。</p> <p>(医療費の返還)</p> <p>第9条 偽りその他の不正の手段によって、この条例により医療費の助成を受けた者があるときは、市長は、その者から助成を受けた医療費の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第10条 市長は、対象者が子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。</p>	条の繰上げ及び字句の整理 受給者証の申請手続を規定 受給者証の交付手続の規則への委任並びに健康保険証の提示規定の削除及び償還払いの申請手続等の明確化 変更の手続の規則への委任 第9条の規定を整理し、第10条とするため、条を削除 条の繰上げ及び字句の整理
(損害賠償との調整) <u>第8条 市長は、保護者等が対象者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができるとき、又は受けたときは、当該損害賠償の額の範囲内において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の全部若しくは一部を当該保護者等に返還させることができる。</u>		

京田辺市子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p><u>2 保護者等は、前項の規定による損害賠償を受けることができるとき、又は受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。</u> <u>(譲渡又は担保の禁止)</u></p> <p><u>第9条 (略)</u> <u>(医療費の返還)</u></p> <p><u>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者等に対し、この条例による助成を受けた医療費の全部又は一部を返還させるものとする。</u></p> <p><u>(1) 保護者等が偽りその他不正な手段によって、この条例による医療費の助成を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) その他市長が適当でないと認めたとき。</u> <u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(譲渡又は担保の禁止)</p> <p><u>第11条 (略)</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。</u></p>	<p>損害賠償に係る届出の明確化</p> <p>条の繰上げ</p> <p>第9条の規定を整理し、第10条とするため、条を追加</p> <p>規則への委任規定に変更</p>